平成２４年（フ）第２８３号
高知市萩町１丁目６番55号
破産者　株式会社高南ハイヤー
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４２３号
高知市帯屋町１丁目13番24号
破産者　有限会社篠原商事
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６３号
沖縄県那覇市首里当蔵町３丁目21番地
破産者　有限会社ノア
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第９０号
長野県佐久市瀬戸1973番地
破産者　相馬勝太郎
1　決定年月日　平成25年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第４２４号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目87番地ロイヤルハイツ博多南308号
破産者　伊神　尚浩
1　決定年月日　平成25年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９号
山形県東置賜郡高畠町大字上平柳2092番地の28
破産者　長沼　一彦
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第５８号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠694番地の５
破産者　木村　昌司
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１９号
長野県佐久市取出町673番地３
破産者　竹内　雄守
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第２２１７号
福岡県糸島市志摩小富士８番地13
破産者　鈴木　健二
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第６４号
福岡県太宰府市国分１丁目18番38号コーポ中島101号、破産手続開始決定時の住所福岡県太宰府市観世音寺１丁目17番１号
破産者　山際　咲枝
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８号
沖縄県那覇市識名１丁目１番12―601号　ラフィーネ寄宮
破産者　平良　重男
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１６９号
沖縄県那覇市識名１丁目１番12―601号　ラフィーネ寄宮
破産者　平良スミ子
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２２３号
沖縄県那覇市前島３丁目４番16号
破産者　小川　久美
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３８号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇304番地ファミリーマンションＮ．Ｓ　３―Ｄ号室
破産者　鉢嶺　清貴
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第２３９号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇304番地ファミリーマンションＮ．Ｓ　３―Ｄ号室
破産者　鉢嶺　一美
1　決定年月日　平成25年９月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第８０号
北海道苫小牧市高砂町２丁目４番15―103号、住民票上の住所北海道苫小牧市錦町２丁目６番16―901号
破産者　横山　敏也
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８１号
北海道苫小牧市高砂町２丁目４番15―103号
破産者　横山　直希
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８２号
北海道苫小牧市高砂町２丁目４番15―103号
破産者　横山　輝子
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第２６９号
仙台市若林区南小泉３丁目19番15号　コーポラベンダー103
破産者　西條　茂人
1　決定年月日　平成25年９月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係